五　在長崎中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十六年五月十二日から平成二十七年五月十一日まで	長崎市　本尾町（一番から三番まで） 上野町 本原町 大橋町（一番、二番及び二十一番） 橋口町 岡町 松山町（七番から九番まで） 平和町（二番から七番まで、九番から十二番まで及び十五番から二十八番まで） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字経塚二〇・二一の二・二二・小字青空三三・三五・三六の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北芹生町銭谷三、四の一、四の二、五から七まで、八の一、八の二、九の一、九の二、一〇、一一の一から一一の四まで、一二、一三の一から一三の三まで、アレ田二の一、四の一、五の一、五の三、六の一、六の二、七の一、八の一、九の一、一〇の一、一〇の二、一一の一、一二の一、一三の一、一四の一、一五の一、一六の一、一七の一、一八の一、一九の一、一九の二（次の図に示す部分に限る。）、一九の九、一九の一〇、芹生谷一から四まで、五の一、五の三、六の一（次の図に示す部分に限る。）、七、八、九の一から九の五まで、一〇、一〇の一、一〇の二、一一の一から一一の五まで、一二、一三、一四（次の図に示す部分に限る。）、一五の一、一五の二・一五の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五の四、一五の五、西川上一、一の一から一の三まで、二から四まで、四の一、五から七まで、七の一、八、九の一から九の九まで、川上一の一から一の四まで、二、三、五の一、七から九まで、九の一から九の六まで、一〇から一二まで、一三の一、一三の二、焼ケ山一から三まで、一五、一六の一、伊長由利一、一の一から一の三まで、二、二の一、三、四の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　間伐及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北宮町中食西山一三から二六まで、二八から三二まで

(三)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北芹生町杉谷一、一の一から一の六まで、イサナミ一三から一五まで、一六の一、一六の二、銭谷一、二、伊長由利五の一、五の二、六の一、六の三、六の四、七、七の一、八、八の一、九、九の一、一〇、一〇の一、一一の一から一一の三まで、一一の五、一一の六、一四、一五、一五の一、一六、一六の一、京北下黒田町箕毛

○財務省・農林水産省告示第十号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第二十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十八日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
六年以下	年四厘
六年を超え八年以下	年四厘五毛
八年を超え十年以下	年五厘五毛
十年を超え十二年以下	年六厘五毛
十二年を超え十四年以下	年七厘五毛
十四年を超え十六年以下	年八厘五毛
十六年を超え十八年以下	年九厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
六年以下	年四厘
六年を超え八年以下	年四厘五毛
八年を超え十年以下	年五厘五毛
十年を超え十二年以下	年六厘五毛
十二年を超え十四年以下	年七厘五毛
十四年を超え十六年以下	年八厘五毛
十六年を超え十八年以下	年九厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年一分

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府舞鶴市字三浜小字経塚二〇（次の図に示す部分に限る。）、二一の二、二二（次の図に示す部分に限る。）、小字青空三三、三五（次の図に示す部分に限る。）、三六の一、小字豆ケ平四〇（次の図に示す部分に限る。）